

(3) 条例第6条第5項の基準

ア 案内図板等

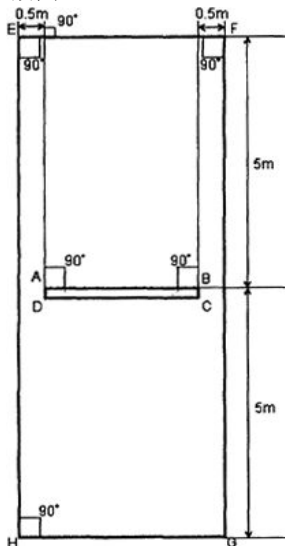
(ア) 共通基準

- a 事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物(案内広告を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。
- d 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
- e 案内広告に表示された写真及び絵の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵を重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。
- f 案内広告の地の色彩が、彩度8以下、かつ、明度3以上のものであること。
- g 建築物の屋上に設置するものでないものであること。
- h 建築物の壁面を利用するものでないものであること。
- i 塀を利用するものでないものであること。

(イ) 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	
1 野立てのもの	<p>(1) 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> <p>(2) 高さが、地上5メートル以下であるものであること。</p> <p>(3) 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>(4) 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。</p> <p>(5) (3)の規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあつては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告(5以上の者が協同で表示するものであつて、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。)を表示することができる。</p>	
2 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	(1) 突き出すもの	<p>ア 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>ウ 個数は、1本につき1個であること。</p>
	(2) 巻き付けるもの	<p>ア 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>
3 消火栓標識柱を利用するもの	(1) つりさげるもの	<p>ア 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>ウ 個数は、1本につき1個であること。</p>

別図



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

イ 道路法施行令第7条第1号の標識

(ア) 野立てのものであること。

(イ) 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。